

第68期 決算公告

平成23年6月30日

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長 奥野 順

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け	現金	471,833	預金	現金	9,336,168
現金預け	現金	65,515	当座預金	現金	115,883
債券貸借取引支払保証	金	406,318	普通預金	現金	1,392,847
買入金	債権	9,378	貯蓄預金	現金	2,801
特定取引	資産	99,921	通知預金	現金	18,618
商品有価証券	36,568	その他預金	現金	7,703,144	
特定金融派生商品	314	譲渡性預金	現金	102,873	
その他の特定取引	12,295	コールマネ	現金	370,020	
有価証券	23,958	債券貸借取引受入担保	債権	248,956	
国債	3,682,399	特定取引	負債	1,161,653	
地方債	1,269,250	特定金融派生商品	債権	7,716	
社債	154	借入金	現金	678,983	
株主の他の証券	294,437	借入金	現金	678,983	
貸出	1,457,450	社債	債権	267,247	
割引手形	8,861,578	信託勘定	借債	801,657	
手証	3,035	未払法人税	借債	116,361	
当座貸付	1,282,680	未払費用	等	853	
外国為替	6,820,953	従業員預り	金	65,873	
その他店預	754,908	金融派生商品	品	1,110	
前払費用	12,259	資産の他の	負債	5,044	
先物取引差入証	12,259	賞与引当	金	33,629	
先物取引差金勘	355,446	偶発損失引当	金	551	
金融派生商品	739	支払承	債	9,298	
その他の資産	26,479	負債の部合計		2,011	
有形固定資産	245	(純資産の部)		14,867	
建物	41,004	資本剰余金		49,680	
土地	286,973	資本準備金		13,055,323	
建設仮勘定	98,389	利益剰余金		399,697	
その他の有形固定資産	27,446	利益準備金		149,011	
無形固定資産	64,079	繰越利益剰余金		149,011	
ソフトウェア	0	株主資本合計		211,557	
その他の無形固定資産	6,863	その他有価証券評価差額		47,908	
繰延税金資産	19,876	繰延ヘッジ損益		163,648	
支払引当	15,011	土地再評価差額		163,648	
	4,864	評価・換算差額等		760,266	
	134,463	純資産の部合計		736,619	
	49,680	負債及び純資産の部合計		13,791,942	
	△ 39,852			13,791,942	
資産の部合計	13,791,942				

損益計算書 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		288,582
信託報酬	11,402	
資金運用収益	158,103	
貸出金利息	105,956	
有価証券利息	46,901	
コ債	364	
債券貸借取引受入利息	139	
預金引き付け	421	
その他の受入利息	2,948	
役務取引等収益	1,371	
受入為替手数料	60,993	
その他の役務収益	1,025	
特定取引収益	59,968	
商品有価証券収益	3,943	
商特定金融派生商品収益	8	
その他の特定取引収益	3,837	
その他の業務収益	96	
外国債等債権の売却益	36,223	
外国債等債権の売却益	231	
その他の経常収益	35,981	
株式等売却益	11	
金銭の信託運用収益	17,916	
その他	13,335	
	5	
	4,575	
経常費用		223,537
資金調達費用	59,636	
預渡性預金利息	40,836	
コ債	543	
債券貸借取引支払利息	427	
社債	2,537	
その他の支払利息	2,665	
役務取引等費用	7,642	
支払為替手数料	4,983	
その他の役務費用	14,606	
特定取引費用	557	
特定取引有価証券費用	14,049	
その他の業務費用	441	
国債等債権の売却費用	441	
国債等債権の売却費用	9,091	
金融派生の業務費用	8,375	
その他	99	
営業経常費用	472	
その他	143	
営業経常費用	109,896	
貸出金売却損	29,864	
株式等売却損	1,264	
その他	4,076	
	10,385	
	14,137	
特別利益		65,045
固定資産処分益		8,136
貸倒債権取立益	115	
	2,202	
	5,819	
特別損失		4,770
固定資産処分損	716	
減損損失	522	
統合せの他の特別損失	3,372	
	158	
税引前当期純利益		68,412
法人税等調整額	158	
法人税等調整額	25,400	
法人税等調整額		25,558
法人税等調整額		42,854

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、上記の他、東日本大震災における影響について合理的に見積った上で必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 19,319百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年

度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他の資産」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

<預金払戻損失引当金>

一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。

<補償請求権損失引当金>

土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り、補償請求権損失引当金を計上しております。

(追加情報)

役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員及び執行役員に対する退職慰労金制度を廃止し、平成23年3月29日開催の臨時株主総会において退職慰労金を打ち切り支給することとしました。

これにより、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額分641百万円を「その他の負債」に含めて表示しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は21百万円、税引前当期純利益は180百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は282百万円です。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 173,054百万円
2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当事業年度末に所有しているものが 9,383百万円あります。これらは、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当事業年度末に当該処分をせずにすべて所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 9,988百万円、延滞債権額は 49,806百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 43百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 20,341百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 80,180百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,035百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,765,965 百万円
貸出金	527,615 百万円
その他の資産	69 百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,475 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,161,653 百万円
借用金	585,330 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 602,606百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 9,204百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,751,281百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,599,212百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 三井信託銀行株式会社から承継した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,625百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 81,976百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,278百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 92,500百万円が含まれております。
14. 社債は、永久劣後特約付社債 94,247百万円及び劣後特約付社債 173,000百万円です。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は 138,578百万円です。
16. 1株当たりの純資産額 283円75銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権はありません。
18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務はありません。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 23,721百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額 87,009百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両・運搬具については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は 1,900 百万円であります。
23. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 883,457 百万円、貸付信託 226,456 百万円であります。
24. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は 15.67%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	454 百万円
役務取引等に係る収益総額	558 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,209 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	60 百万円
役務取引等に係る費用総額	10,456 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	9,443 百万円
その他の取引に係る費用総額	2,918 百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 16円50銭

3. 関連当事者との間の取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	中央三井信用保証株式会社	東京都目黒区	301	ローン保証業	所有 直接 50.0 間接 36.9	-	保証委託関係	住宅ローン等に係る被保証	3,465,575	-	-

なお、① 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は商品ごとに決定しておりますが、取引金額については当事業年度末の被保証残高の合計額を記載しております。

② 保証料は、各種ローン債務者から直接又は当社を経由して保証会社に支払っております。

③ 当事業年度の代位弁済額は 2,917百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の「コマーシャル・ペーパー」、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△35

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	22,405	22,676	270
	その他	176,263	177,276	1,012
	小計	198,669	199,953	1,283
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	98,422	97,491	△931
合計		297,092	297,444	352

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	170,636
関連法人等株式	2,418
合計	173,054

（注）これらは、すべて時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	235,599	166,106	69,493
	債券	293,892	288,558	5,333
	国債	154,977	152,281	2,696
	地方債	154	149	4
	社債	138,760	136,127	2,632
	その他	310,384	306,289	4,095
	小計	839,876	760,954	78,922
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	172,972	222,210	△49,237
	債券	1,247,543	1,265,852	△18,308
	国債	1,114,272	1,131,265	△16,993
	社債	133,270	134,586	△1,315
	その他	800,652	831,579	△30,927
	小計	2,221,168	2,319,642	△98,474
合計		3,061,044	3,080,596	△19,552

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	84,283
その他	133,356
合計	217,640

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
国債	399,155	400,515	1,359

（売却の理由）「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）282項の①による満期日直前の売却であります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	52,850	13,681	2,650
債券	5,198,251	9,691	3,134
国債	5,099,968	9,310	3,129
社債	98,282	380	4
その他	2,137,596	25,497	2,241
合計	7,388,697	48,870	8,026

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、6,094百万円（うち、株式 5,995百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	20,150	百万円
税務上の繰越欠損金	75,010	
有価証券評価損	14,776	
退職給付引当金	2,817	
その他有価証券評価差額金	11,327	
その他	<u>46,434</u>	
繰延税金資産小計	170,515	
評価性引当額	<u>△22,325</u>	
繰延税金資産合計	148,189	
繰延税金負債		
退職給付信託設定益	8,799	
繰延ヘッジ損益	1,464	
その他	<u>3,463</u>	
繰延税金負債合計	13,726	
繰延税金資産の純額	<u>134,463</u>	百万円

(参考)

信託財産残高表
(平成23年3月31日現在)

中央三井信託銀行株式会社
(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	231,858	金 銭 信 託	777,634
有 価 証 券	3,308	財 産 形 成 給 付 信 託	13,339
信 託 受 益 権	67	貸 付 信 託	228,260
受 託 有 価 証 券	120	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	237
金 銭 債 権	203	有 価 証 券 の 信 託	126
有 形 固 定 資 産	5,029,793	金 銭 債 権 の 信 託	1,074
無 形 固 定 資 産	31,047	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	76,231
そ の 他 債 権	37,047	包 括 信 託	5,224,081
銀 行 勘 定 貸	801,657	そ の 他 の 信 託	40
現 金 預 け 金	185,923		
合 計	6,321,027	合 計	6,321,027

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 共同信託他社管理財産 105,350 百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金222,715百万円のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は153百万円、貸出条件緩和債権額は7,844百万円であります。また、これらの債権額の合計額は8,011百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権はありません。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

金 銭 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	222,715	元 本	883,457
有 価 証 券	—	債 権 償 却 準 備 金	33
そ の 他	660,770	そ の 他	△ 5
計	883,485	計	883,485

貸 付 信 託 (単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	—	元 本	226,456
有 価 証 券	482	特 別 留 保 金	1,377
そ の 他	229,125	そ の 他	1,774
計	229,607	計	229,607